

市税等収納代行業務事業者選定に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和5年9月26日

富良野市 市民生活部 税務課

市税等収納代行業務事業者選定に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

- (ア) コンビニエンスストア等収納環境構築委託
- (イ) 市税等収納代行業務委託

(2) 目的

市税等の納付者に対する利便性向上を目的として、コンビニエンスストア収納（以下「コンビニ収納」という）及びスマートフォン等のアプリを使用したキャッシュレス決済（以下「キャッシュレス決済」という）における収納業務を委託する。

(3) 委託契約期間

- (ア) コンビニエンスストア等収納環境構築委託

令和5年10月下旬から令和6年3月31日まで

- (イ) 市税等収納代行業務委託

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとし、委託期間満了日の3か月前までに委託者又は受託者から相手に対し、委託契約解除についての申し出がない場合には、委託期間を1年間延長するものとし、当該自動更新された期間の更新についても同様とする。

(4) 業務内容

「コンビニエンスストア等収納環境構築委託に関する仕様書」及び
「市税等収納代行業務委託に関する仕様書」を参照

2. 参加資格

次のすべてを満たす事業者であること。

- (1) 富良野市税の滞納がないこと（富良野市内に本支店等がある場合）。
- (2) 本業務を円滑に遂行するための経営基盤、必要な経理的基礎、管理能力を有する。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による再生または再生手続きをしていない。
- (5) 富良野市暴力団排除条例（平成26年12月22日条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当しない。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体ではない。
- (7) 富良野市工事請負契約に係る指名停止の措置を現に受けていない。

- (8) 市税等の収納サービスを既に実施しており、コンビニ収納及びキャッシュレス決済による収納業務について相当の知識及び経験を有していること。
- (9) コンビニ収納について、セブンイレブン、ローソン、セイコーマートを含む3社以上、かつ、キャッシュレス決済においては、スマホアプリ収納提供会社と提携しており、取り扱いが可能であること。

3. スケジュール

本プロポーザルの公募から委託契約までのスケジュールは次のとおり。

令和5年	9月26日(火)	公募の公告、実施要領等の公表、質問の受付開始
	10月2日(月)	質問書提出期限
	10月4日(水)	参加申込書提出期限
	10月5日(木)	参加資格決定、通知
	10月13日(金)	企画提案書提出期限
	10月19日(木)	審査及び決定(以下、予定)
	10月20日(金)	審査結果通知
	10月下旬	コンビニエンスストア等収納環境構築委託契約締結
令和6年	4月1日(月)	市税等収納代行業務委託契約締結

4. 提出書類

提出書類は次のとおりとする。各様式に従い期限内に必要な書類を提出すること。

(1) 参加申込関係書類

①提出書類

- ア. 参加申込書
- イ. 自治体契約実績が分かる資料(過去5年間で実施したものに限る)
- ウ. 市税の滞納がないことの証明書(富良野市内に本支店がある場合)
※取得から3か月以内の写し
- エ. 過去3カ年の決算書類
- オ. 事業者の事業概要がわかる資料

②提出期限

令和5年10月4日(水)午後5時

③提出方法

簡易書留郵便または持参により富良野市へ提出(提出先は最終項目に記載)。

(2) 企画提案関係書類

①提出書類

ア. 企画提案書（任意様式）

提案項目及び内容は以下のとおり。

No	提案項目	提案内容
1	受託実績	・市税等のコンビニ及びスマホアプリ収納受託実績
2	運用	・提携コンビニ及び提携スマホアプリの種類 ・収納データ転送に係る通信方法 ・収納スケジュール（速報、確報、入金日スケジュール） ・収納データの取得方法及び保有期間
3	業務体制	・収納業務への取組方針及び執行体制 ・導入に係る支援体制、導入後におけるサポート体制 ・通常及び緊急時の連絡体制等
4	安全管理	・収納金の保護対策（収納金の管理状況、公金保障のための保険加入状況、その他保証対策） ・コンビニ本部、キャッシュレス決済事業者における収納金の保護対策（収納金の管理状況、公金保障のための保険加入状況、その他保証対策）
5	個人情報	・個人情報セキュリティ対策（取組状況等） ・コンビニ本部、キャッシュレス決済事業者の個人情報保護、セキュリティ対策（取組状況等）

イ. 見積書

見積金額は、以下の3点について記載すること（税抜き）。

- ・初期導入費用
- ・月額基本料
- ・収納1件あたりの手数料

②提出期限

令和5年10月13日（金）午後5時

③提出方法

簡易書留郵便または持参により富良野市へ提出（提出先は最終項目に記載）。

④提出部数

正本1部 副本8部 企画提案書データCD1部

5. 質疑応答

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和5年9月26日（火）～10月2日（月）午後5時

(2) 提出方法

質問は、文書（任意様式）により行うこと。簡易書留郵便・電子メールまたは持参により富良野市へ提出。（提出先は最終項目に記載）

(3) 質問の回答

富良野市は、質問書を受領後10日以内に回答する。電話や口頭による照会対応は行わず、回答は電子メール（書面等）による。

6. 審査及び選定

(1) 審査方法

審査については、市税等収納代行業務事業者選定公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、企画提案書を提出したもののの中から、企画提案書の内容を総合的に勘案した上で、別紙で示す「市税等収納代行業務事業者選定公募型プロポーザル評価基準表」に基づき、委員会の委員が評価（点数化）し、各委員の評価点の合計が最も高いものを事業者として特定する。

なお、最も評価点が高い者が2者以上あるときは、次の順で比較し、順位を決定する。

ア 費用に関する項目の各委員の評価点の合計

イ 運用に関する項目の各委員の評価点の合計

ウ 業務体制に関する項目の各委員の評価点の合計

(2) プレゼン実施に関する事項

本プロポーザルにおいては、プレゼンテーション等は行わず書類審査のみとする。

7. 契約

特定された事業候補者と具体的な事業内容を協議した上で、令和5年度は、随意契約により、コンビニエンスストア等収納環境構築委託契約を締結する。令和6年度は、随意契約により、市税等収納代行業務委託契約を締結する。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において総合評価が次点の候補者と協議することとする。

ただし、当該業務に係る市の予算が計上されなかった場合は、契約を締結しないこととする。

8. 留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合

ウ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 本実施要領に違反すると認められる場合

カ 2つ以上の企画提案をした場合又は他社の代理をした場合（ただし、協力事業者等が複数の企画提案に含まれている場合はこの限りではない。）

キ その他、本市担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

ク 上記ア～キに定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、委員会が失格であると認めた場合

(2) 提出書類の変更

提出期限後における提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない（誤字・脱字の修正等、軽微なものを除く）。

(3) 辞退

企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。

(4) 費用負担

企画提案書の作成・提出やプロポーザル方式への参加に要する経費等は、企画提案書提案者の負担とする。

(5) 実施要領への同意

提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。

(6) 企画提案書の取扱い

提出された企画提案書等は返却しない。

(7) 遵守事項

業務を遂行するにあたっては、富良野市の条例、規則及び関係法令を遵守するものとする。

9. 問合せ・書類等提出先

富良野市市民生活部税務課

〒076-8555 富良野市弥生町1番1号 富良野市複合庁舎2F

電話番号 0167-39-2302

FAX番号 0167-23-2478

Eメール zehmu-ka@city.furano.hokkaido.jp